

2020年11月26日

味の素(株)の指名委員会等設置会社への移行および サステナビリティ諮問会議の設置に関するお知らせ

味の素株式会社(社長：西井孝明 本社：東京都中央区)は、2020年11月26日開催の取締役会において、2021年6月に開催予定の当社第143回定時株主総会にて承認されることを条件として、当社の機関設計を「監査役会設置会社」から「指名委員会等設置会社」に移行する決議をしました。また、これに先立ち同年4月1日付で取締役会の下部機構としてサステナビリティ諮問会議を設置することも決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 指名委員会等設置会社への移行

(1) 移行の背景・目的

1) 持続的な企業価値向上によるステークホルダーの信頼の獲得

ASV(Ajinomoto Group Shared Value)経営の進化を加速させ、「ステークホルダーの意見を反映させる適切な執行の監督」と「機動的な意思決定と実行」を両立させる、より実効的なコーポレート・ガバナンス体制の構築を図ります。

また、社外取締役が過半数を占める取締役会が、企業価値を大きく左右する経営の重要事項を議論・検討し、大きな方向性を示すとともに、取締役会により大幅に権限委譲されたCEOが中心となって迅速な執行を担い、「食と健康の課題解決企業」を実現し、持続的に企業価値を向上させることで、ステークホルダーの期待に応えます。

2) 客観性・透明性・実効性高い機関設計変更の実現

取締役会は、社外取締役を中心として多様な取締役で構成されることで、活発な議論を行うとともに、指名委員会によるCEOの選解任や取締役候補者の選定プロセスの明確化、社外取締役のみで構成される報酬委員会による客観的な役員報酬決定の実現、監査委員会による内部監査部門と連携した実効性の高い監査の実施などにより、モニタリングレベルの高い「監督」を行います。

また、執行はCEOを中核にしたワンチーム運営等により、取締役会から示された大きな方向性に基づく迅速な執行を担い、2030年に目指す姿を実現するための変革をリードすると同時に、取締役会に対し、経営の重要事項に関する主体的な提言を行い、適切な内部統制を実施します。

(2) 経営監督機能の実効性

取締役会による経営監督機能の実効性をさらに高めるため、取締役会の過半数は社外取締役で構成した上で、取締役会議長を社外取締役にする予定です。また、過半数の社外取締役で構成される指名委員会、報酬委員会および監査委員会の各委員長も社外取締役にする予定です。

(3) 移行の時期

2021年6月開催予定の当社第143回定時株主総会において必要な定款変更等について承認をいただき、指名委員会等設置会社へ移行する予定です。

